

一般貸切旅客自動車運送事業運送約款の変更について

一般貸切旅客自動車運送事業運送約款を下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更する規程類

一般貸切旅客自動車運送事業運送約款

2. 変更内容

_____ : 変更箇所

変更後	変更前
<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき</p> <p><u>(8) 旅客が第4条の2第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき</u></p> <p>(9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者等であつて、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき</p> <p><u>(10) 旅客が監護者に伴われていない小児であるとき</u></p> <p><u>(11) 旅客が付添人を伴わない重病患者であるとき</u></p> <p><u>(12) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき</u></p>	<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき</p> <p>(8) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者等であつて、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき</p> <p><u>(9) 旅客が監護者に伴われていない小児であるとき</u></p> <p><u>(10) 旅客が付添人を伴わない重病患者であるとき</u></p> <p><u>(11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき</u></p>
<p>(手回品の持込み制限)</p> <p>第4条の2 旅客は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。</p> <p><u>2 当社は、旅客の手回品(旅客の携行する物品をいう。以下同じ。)の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。</u></p> <p><u>3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することがあります。</u></p> <p><u>4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがあります。</u></p>	

3. 変更の効力発生日

2021年 3月 1日

以上